

策定の趣旨

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき政府が定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(令和5年6月13日変更)に準じ、本県でも同様の施策を推進することとする。また、労働安全衛生法令等その他の法令の遵守徹底について、建設業者等による取組を促進していくこと及び、公共・民間工事を問わず全ての建設工事において適正な請負代金や働き方改革を踏めた工期等が重要であることを認識の上、鹿児島県重点施策(以下、重点施策)を以下のとおりとし、取り組むこととする。

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- ICT活用工事による建設現場の生産性向上及び週休2日工事の導入・実施、適切な賃金水準の確保等といった建設業における働き方改革を全ての建設工事において推進する。
- 建設業者の社会保険加入の徹底を図るとともに、建設工事従事者の資格や就業実績等が蓄積される建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を推進する。

2 建設工事の請負契約における適切かつ明確な経費の積算及び工期の設定

- 建設工事の安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう研修等を実施し、発注者や建設業者等に対して当該経費の必要性等について周知を図る。
- 建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、適切な工期設定ややむを得ない事由による工期延長が行われる等の環境を整備する。

3 一人親方等の安全及び健康の確保

- 一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底を図るとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- 一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入促進を図る。

4 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- 建設業者を対象とした研修会を開催し、建設工事従事者の安全及び健康に関する安全衛生教育を実施する。
- 建設業者や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるため、危険感受性を高める自主的な取組を促進する。
- 建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした、安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- 墜落・転落災害の減少に向けて、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底等を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進を図る。
- 墜落・転落災害を防止するためのマニュアル等の普及や研修の実施等により、建設工事における墜落・転落防止対策の周知を図る。

6 健康確保対策の強化

- 建設工事従事者の熱中症や騒音障害等を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」等に基づく対策の周知及び徹底を図る。
- 石綿による建設工事従事者の健康障害を防止するため、研修の実施等により石綿ばく露防止対策の周知及び徹底等を図る。

施策の策定・推進体制と推進状況の点検等について

本重点施策は、以下のメンバーで構成される「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鹿児島県重点施策策定・推進協議会」において検討し、策定したものであり、相互に連携を図りながら、本重点施策に定められた取組等をそれぞれの立場から着実に推進していくこととする。また、県が開催する市町村との会議の中で本重点施策における取組等を紹介し、浸透させるとともに、鹿児島労働局主催の「建設工事関係者連絡会議」において、施策の推進状況を点検し、必要に応じて施策の変更等を検討する。

【協議会構成】鹿児島労働局

九州地方整備局

鹿児島県

建設業関係団体

鹿児島国道事務所、大隅河川国道事務所、川内河川事務所、鹿児島営繕事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、

志布志港湾事務所、西之表港湾事務所

土木部、農政部、環境林務部、商工労働水産部

鹿児島県建設業協会、鹿児島県建築協会、鹿児島県電設協会、鹿児島県港湾漁港建設協会、鹿児島県管工事業協同組合連合会、

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部